

ニュージーランドの政策金利について

<3会合連続で政策金利を据え置き>

7月28日、ニュージーランド準備銀行(RBNZ:中央銀行)は、政策金利であるオフィシャル・キャッシュ・レートを過去最低の2.5%に据え置くことを発表しました。

据え置きは、クライストチャーチ地震の影響を受けて、今年3月に利下げを行って以来3回目となります。

発表された声明文では、国内経済の回復は予想以上に進んでいるが、米債務上限問題の混迷など、金融市場からの悪影響が懸念されると指摘しています。

また、インフレ(物価上昇)率は、引き続き中央銀行の政策目標範囲を超えているものの、現在のインフレ率の上昇は、そのほとんどが2010年10月に実施した物品・サービス税の引き上げ(12.5%→15.0%)の影響による一時的なもので、基調インフレ率は2.5%を下回っているとの認識が示されました。

一方で、足元の世界的な金融懸念が後退し、景気回復が続いた場合、3月の「保険的な」利下げの水準を更に長期間続ける必要はほとんどない、との見方が示されました。

<ニュージーランド(NZ)ドルは過去最高値を更新>

足元では、米債務上限問題の混迷などから米ドル安が進み、NZドルも対米ドルで上昇を続けています。前日27日には、変動相場制以降の最高値となる、1NZドル=0.8766米ドルをつけました。

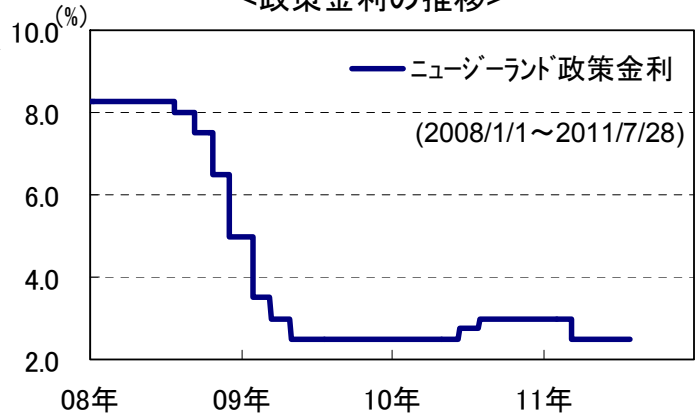
28日のNZドルは、市場予想通りの据え置きだったため小動きとなっています。28日東京時間午前10時現在、1NZドル=0.87米ドル、1NZドル=68円、程度の水準です。

<政策金利の見通し>

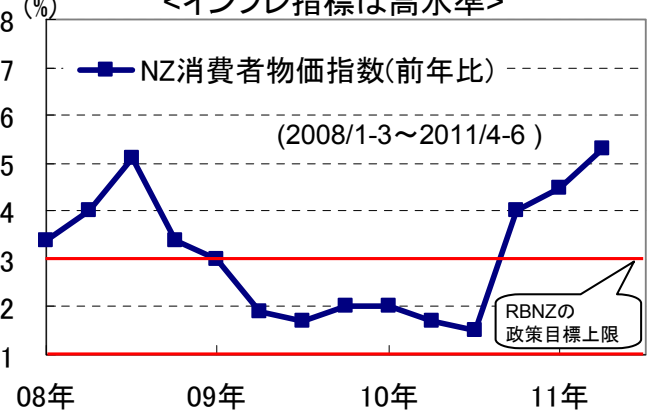
当社では、世界景気は、新興国を中心としたインフレや金融引き締めの影響などから、一旦減速傾向となるものの持ち直し、地震から立ち直ったニュージーランド経済も堅調に推移すると考えています。

そのため、次回以降の会合で、3月に行った0.5%の緊急利下げを解除していく可能性は高いと考えています。

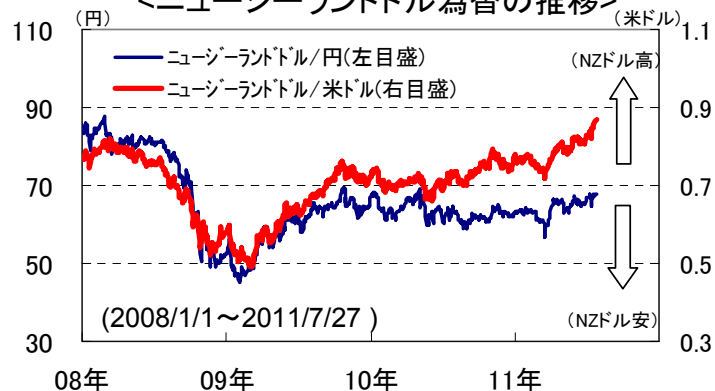
<政策金利の推移>



<インフレ指標は高水準>



<ニュージーランドドル為替の推移>



出所: Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 社団法人 投資信託協会、
 社団法人 日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会: 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会